

## 議案1：地域コミュニティバスの運行継続基準の緩和について

地域コミュニティバスの運行継続基準については、基準が分かりにくいとの意見や、新型コロナの影響による利用者数の減少により見直しが求められているため、令和4年度から以下のとおり緩和し、適用する。

## 1 運行継続基準の緩和について

- (1) 定時定路線 周辺市街地・・・日新、森田 農山漁村地域・・・酒生、岡保、東郷  
(現行)

	1便当たり乗車数	収支率	欠損額
周辺市街地	5人以上	25%以上	800万円以下
農山漁村地域	3人以上	20%以上	
(うち中山間地域)	2人以上	15%以上	



## (変更案)

	1便当たり乗車数 (小型バス、マイクロバス)	1便当たり乗車数 (ジャンボタクシー)
周辺市街地	4人以上	3人以上
農山漁村地域	2.5人以上	1.5人以上

## (変更点)

- ・収支率、欠損額の基準を削除する。
- ・1便当たり乗車数を変更する。
- ・中山間地域の基準を農山漁村地域に含める。
- ・地区によって使用車両に差があり、同じ基準で比較することは不公平なため、車両により基準に差を設ける。

- (2) デマンド 殿下、鷹巣・棗、鶉・宮ノ下・大安寺  
(現行)

	1便当たり乗車数 (ジャンボタクシー)	固定経費率	欠損額
農山漁村地域 中山間地域	1.5人	45%以下	600万円以下



## (変更案)

	1便当たり乗車数 (ジャンボタクシー)
農山漁村地域	1.5人

(変更点)

- ・固定経費率、欠損額の基準を削除する。
- ・中山間地域の基準を農山漁村地域に含める。

(3)変更理由

①1 便当たり乗車数

- ・路線バスに対する補助額カットの条件となる平均乗車密度(5人以上)を地域コミュニティバスの基準として求めることは難しい。(路線バスでも5人以上をクリアできなくなっている)
- ・地域協議会から基準緩和の要望が多く、利用者を多く乗車させようとする日があると、現在の乗車定員では不足し、1便当たりの乗車数達成が困難であるため。

②収支率・固定経費率

- ・地域協議会が運行継続を判断するには分かりにくいため。

③欠損額

- ・補助金交付申請時に毎年把握できるため、運行継続の基準からは除くこととする。

補助金基準限度額※については、改正せず限度額内での補助しか行わない。

※補助金基準限度額:定時定路線・・・800万円/年、デマンド型・・・600万円/年

## 2 継続判断期間の変更について

福井市地域コミュニティバス運行支援事業実施要領の規定では、運行継続基準に照らし、本格運行については、現行のとおり運行継続の可否について判断を行っている。

現行の規定では、3年に1度の運行継続判断期間のみ利用実績が基準を満たすこともあるため、変更案のとおり判断を行いたい。

なお、試行運行については開始した日から1年を経過した日の属する年度の4月から3月までの利用実績で本格運行への移行を判断しているが、現行のままとする。

(現行)

開始(もしくは継続)した日から2年を経過した日の属する年度の4月から3月までの利用実績

(変更案)

開始(もしくは継続)した日の属する年度を含めた3年間の利用実績の各年度平均

ただし、新型コロナウイルスの影響を鑑み、令和2年度、令和3年度については判断期間から外し、令和4年度から令和6年度までの利用実績の各年度平均で令和7年10月からの運行継続を判断する。

そのため、どの地域も令和7年9月まで運行を延長することとする。(下記イメージ図のとおり)

ただし、森田地区は、試行期間のため令和3年10月から令和4年3月の半年間の利用実績(新基準)を見て、令和4年10月からの本格運行を判断する。

(イメージ)

		旧基準			新基準				
		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
酒生、岡保、殿下 R3年度判断	判断期間			判断期間 から外す	①				
	運行継続期間	R4.9.30まで運行継続			特例でR4.10.1からの運行継続(3年間)			①OK→R7.10.1からの運行継続(3年間)	
日新 R3年度判断	判断期間			判断期間 から外す	①				
	運行継続期間	R4.9.30まで運行継続			特例でR4.10.1からの運行継続(3年間)			①OK→R7.10.1からの運行継続(3年間)	
鷹巣・秦 鶉・宮ノ下・大安寺 R4年度判断	判断期間		判断期間 から外す	①					
	運行継続期間	R5.9.30まで運行継続				特例でR5.10.1からの運行継続(2年間)		①OK→R7.10.1からの運行継続(3年間)	
東郷 R5年度判断	判断期間			判断期間 から外す	①				
	運行継続期間		R6.9.30まで運行継続				特例でR6.10.1からの運行継続(1年間)	①OK→R7.10.1からの運行継続(3年間)	
森田(試行運行) R3年度判断	判断期間			判断期間 から外す	②		①		
	運行継続期間	R4.9.30まで運行継続			②OK→R4.10.1からの本格運行開始(3年間)			①OK→R7.10.1からの運行継続(3年間)	

①…R4.4～R7.3      ②…R3.10～R4.3

### 3 今後の対応

地域特性にふさわしい交通サービスを確保する手段の一つである地域コミュニティバスを運行継続していくために、収支率、欠損額の基準項目は削除するが、その基準を満たす努力を行うこと及びイベントなどで乗車数を上げる努力を行うことなど様々な方策を取るよう地域協議会には要請していく。

①1便当たり乗車数

②経費削減の取り組み

③利用促進の取り組み

⇒以上3つの項目を総合的に判断して市が運行継続の可否を行う。